

事 務 連 絡

平成 2 2 年 9 月 3 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管課 担当者 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

PCBが使用された廃安定器の汚染事例等について

産業廃棄物処理行政の推進につきましては、日ごろより御尽力いただき感謝申し上げます。

PCB廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等に基づき、PCB廃棄物の保管事業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者その他関係事業者に対して指導いただいているところですが、PCBが使用された安定器が廃棄物となったもの（以下「PCB使用廃安定器」という。）のPCBによる汚染事例及びPCB使用廃安定器の分解又は解体等について、別紙及び下記のとおり情報提供いたします。

記

1. PCB使用廃安定器を分解又は解体等した場合、別紙汚染事例のように、PCBを使用したコンデンサ以外の部分がPCBに汚染されている可能性があること。
2. このため、PCB使用廃安定器からのPCBの飛散、流出等を避ける観点から、PCB使用廃安定器を分解又は解体等せずに保管することが望ましいこと。